

14. 狩 猟 税

区 分		税率	狩猟者登録総件数	調 定 額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		1,846	千円 23,827
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	-	-
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	-	-
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	10	82
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	789	6,470
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	1,047	17,275
	所得割額の納付を要しない者		115	820
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	-	-
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	-	-
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1	6
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	80	440
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	34	374
	課税免除		103	-
	⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	59	-
	⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	44	-
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		121	688
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	-
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	-
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	-	-
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	74	303
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	47	385
	所得割額の納付を要しない者		15	63
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	7	19
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	8	44
	課税免除		17	-
	㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	8	-
	㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	9	-
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		418	2,374
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	-
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	-
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	7	29
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	250	1,025
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	161	1,320
	所得割額の納付を要しない者		34	117
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	24	65
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	9	49
	課税免除		34	-
	㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	16	-
	㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	18	-
第二種銃猟免許に係る登録			140	656
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	3	-
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	-	-
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	35	95
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	102	561
① ~ ㊸ の 合 計			2,843	28,545